整対象連結超過利子額の当期損金算入額 十七の二(三)付表一「27」)	特定子法人に係る調整対象連結超過利子額の当期損金算入額 (別表十七の二(二)付表一「25」)

律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の89の２第８項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同表を別表十七の十一㈠付表一とする。

別表十七の十一㈠の表中

連結調整所得金額 (別表十七の二(二)「21」又は別表十七の二(四)「24」)
(1)×(50％又は20％)

を

連結調整所得金額 (別表十七の二(一)「24」)
(1)×20％

に、

関連者純支払利子等の額又は対象純支払利子 (別表十七の二(二)「８」又は別表十七の二(四)

等の額「８」)

を

対象純支払利子等の額 (別表十七の二(一)「８」)

に、

調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額 (各連結法人の別表十七の二(三)付表一「28」の合計)

を

調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額 (各連結法人の別表十七の二(二)付表一「26」の合計)

に、

当期分 (別表十七の二(二)「29」又は別表十七の二(四)「32」)

を

当期分 (別表十七の二(一)「32」)

に、

連結納税の開始に伴うみなし連結超過利子額 (別表十七の二(三)付表二「３の計」)	連結超過利子額の調整額	
	加算額 (別表十七の二(三)付表二「６の計」＋「16の計」)	減算額 (別表十七の二(三)付表二「17の計」)

を

連結納税の開始に伴うみなし連結超過利子額 (別表十七の二(二)付表二「３の計」)	連結超過利子額の調整	
	加算額 (別表十七の二(二)付表二「６の計」＋「16の計」)	減算 (別表十七の二(二)二「17の計」)

額

額付表

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）」を削り、同第11号を削り、同第12号を同第11号とし、同第13号を同第12号とし、同表を別表十七の十一㈠とし、同表の次に次の１表を加える。